

住宅の改修・リフォームをお考えのみなさんへ

○ 近江八幡市移住促進住宅リフォーム補助事業（移住者向け）のご案内

平成30年度内にUターン等で当市へ移住される方（移住された方）やそれらの方と同一世帯となるご家族の方が、自己が所有し、居住する（予定の）住宅（借家の場合、所有権者の承諾がある場合も含む）のリフォーム工事等を行う場合、その経費の一部を補助します。

目的

親元へのUターン等、当市への移住を促進し、市内人口の維持および地域経済の活性化を支援するため、リフォーム工事等に対する補助事業を、平成30年度に実施します。

補助対象者（申請者）

- ① 市外で継続して1年以上居住の実績があり、平成30年8月1日以降（補助金の実績報告提出時まで）に市外から住民登録を移す予定のある人、または、住民登録を移された人
- ② ①の方と同一世帯となる予定の市民

補助対象住宅

- 補助対象者またはその家族が所有し、居住している（居住する予定の）住宅（マンション等は専有部分のみを対象）。所有者が亡くなっている場合は、相続人・相続予定人でも可（別途書類の提出要）
- 借家等の場合、所有者の承諾書の提出がある住宅等
※ 公営住宅（県営・市営等）は補助対象外です

補助金の額

特例加算による積み上げ分も含み、補助金額の上限は60万円となります。
但し、工事費が120万円未満の場合には、工事費の2分の1を上限とします。

- 基礎補助…100万円以上の補助対象工事経費に対し30万円を補助
- 特例加算…各加算に該当する場合10万円ずつを加算
 - ① 空き家活用加算
：市内に所在する住宅で、おおむね半年以上居住実態のない住居を居住のために改修する場合（給水栓関係届出書提出の有無、上下水道の開栓・閉栓状況、料金の支払い状況等で判断）
 - ② 長寿命化加算
：昭和56年以前に建築・登記・課税のいずれかが行われた住宅、または、近江八幡市空き家情報バンク登録物件を居住のために改修する場合（建物登記簿謄本・固定資産税名寄台帳の写し、課税証明書の写しに記載されている建築年・課税年等で判断）
 - ③ 地域経済活性化加算
：市内に本社を有する法人又は、市内に住所を有する個人事業主が請負業者となり、工事を行う場合（請負業者申立書等で判断）

請負業者・対象工事

■ 請負業者

対象業者は、市内・市外を問いません。

(ただし市内に本社を有する法人又は、市内に住所を有する個人事業主が請負業者となる場合は、特例加算の対象となります。)

■ 対象工事

対象工事は交付決定日以降に着手し平成31年3月29日までに完了する、工事経費が100万円以上(消費税を含む)で、次の①～④に該当するもの。

(老朽化等による住宅の修繕・補修・模様替え等建物に関連する工事に限る)

① 内装工事

例：内装の張替え、修繕、補修工事、間取りの変更にかかる工事、内装の塗装工事、窓や扉等の取替え工事、タイル等の張替え工事など

② 外装工事

例：屋根・外装等の塗替張替工事、屋根の葺替・防水・断熱工事など

③ 設備工事

例：台所等給排水設備の改善工事(台所等設備改善を含む)・便所の設備改善工事・浴室の設備改善工事など

④ 耐震工事

例：木造住宅等の耐震補強工事

<注意>

- 設備等の改善工事のうち、市の水洗便所改善資金融資あっせんを受ける場合は、便器及び手洗器も対象外となります。
- 10㎡以内の増築を含むリフォーム工事は、補助対象となります。

補助対象とならない工事

○ 建築工事

新築工事・サンルーム等エクステリア工事など

○ 外構工事

例：カーポート・門扉・門柱・塀・フェンスなど住宅以外のもの

○ 設備工事(器具什器などの設備単体の工事)

例：インターネット配線設備工事・電話回線引込工事・エアコン設置工事(後付けエアコン)

(注)下水道工事関係は、水洗便所等資金『融資あっせん』を受けている場合は、便器・手洗器部分も補助対象外となります。

○ その他の工事(住宅リフォームと見なせないもの)

例：窓ガラスのみの交換、修理、網戸・樋・ふすま・障子等のみの張替え改修、住宅の維持管理工事、アンテナ設置工事、防犯灯、防犯ブザー、火災報知器等の設置工事、後付バルコニーの改修など

交付申請手続き

- 交付申請の期間 平成30年8月20日(月)から平成31年1月25日(金)
 - ・先着順となります。
 - ・予算枠に達する、または予算枠を超えるおそれのある場合は申請受付期間の終了を待たずに、受付を終了します。
 - ・交付申請書に以下の書類を持参の上、土・日・祝日・庁舎閉庁日を除く平日の午前8時30分～午後5時15分に市役所商工労政課（安土町総合支所2階）までおこしてください。
- ※受付場所は安土町総合支所（近江八幡市安土町小中1番地8）です。本庁ではありませんのでご注意ください。

交付申請に必要な書類(添付書類)

- 添付書類（様式第1号～第5号）は、近江八幡市公式ホームページから、ダウンロードいただけます。（URL <http://www.city.omihachiman.shiga.jp/>）

■ 共通

- (1) 申請書類確認表
- (2) 補助金交付申請書（様式第1号）
- (3) 工事見積書（請負業者の住所の記載および押印がされていること）
- (4) 補助対象工事を行う予定箇所の写真（撮影日付の入ったもの）
- (5) 建物登記簿謄本、または固定資産税名寄台帳の写し、もしくは課税証明書（評価証明または公課証明）の写し
- (6) 当市の市税の納税証明書（申請世帯の納税義務者全員が全科目において滞納していないこと。）

※納税証明については、別紙「市税について未納の税額がない証明書」を用いることが可能です。証明書1通（1名）につき300円です。

※他市での納税証明は不要です。

※移住後に同一世帯となる方全ての納税証明書が必要となります。

- (7) 住民票（世帯全員分の市外での1年以上の居住確認および当市への移住年月日がわかるもの、かつ世帯主・続柄の表示があるもの）
※住民票により市外での1年以上の居住が不明な場合は移住を行う世帯全員分の戸籍附票
- (8) 定住および個人情報提供に関する誓約書兼同意書（様式第2号）
※移住者が申請時点で市外在住であり、補助金の申請者が当市在住者の場合には、申請者と移住者それぞれが誓約書兼同意書を記入して下さい。

- (9) 誓約書（様式第3号）

- (10) 請負業者申立書（様式第4号）（請負業者が記入）

■ 借家の場合

- (11) リフォーム工事承諾書（様式第5号）
- (12) 現在契約中の賃貸契約書の写し

■ 所有者がお亡くなりになられており相続人が申請する場合

- (13) 被相続人の戸籍謄本もしくは除籍謄本（相続人が記載されているもの）

- 中古住宅等を新たに購入し、リフォームを行なう予定の場合
(14) 売買契約書の写し

申し込み資格

- 補助対象者・住宅の要件を満たすほか、次の要件をすべて満たしている人
 - ① 補助対象住宅へ5年以上居住する人。
 - ② 補助を受けようとする工事について、国・県・市や他の制度による補助などを受けていない人。
 - ③ 平成21年度から平成29年度までの当市の住宅リフォーム促進事業補助金の交付を受けていない人（補助金の交付を受けた人と同一の世帯ではないこと）。
 - ④ 平成30年度の「近江八幡市地域経済活性化リフォーム促進事業」の申請を行っていない人及び申請の対象となっていない住宅。
 - ⑤ 市税及び国民健康保険料等に滞納がないこと（世帯内納税義務者全員）
 - ⑥ 申請者ならびに世帯員が、次の各号のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
 - エ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
 - オ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

**※各様式に押印いただいたく印は全て同一印となります。
請求時にも必要になりますので申請書をコピーされる
など印影を忘れないようご注意ください。
なお、簡易式印鑑（スタンプタイプ）は使用できません。**

補助金の申請から交付までの流れ

- 平成30年8月20日～平成31年1月25日 申請受付期間
- 平成30年8月20日～平成31年1月25日 順次交付決定
- 補助金交付決定日～
平成31年3月29日 工事実施期間
- 平成31年3月29日 実績報告受付期限、交付確定最終日

お問い合わせ先

近江八幡市 産業経済部 商工労政課
TEL：(0748) 36-5517（直通）
E-mail：011008@city.omihachiman.lg.jp

